

岐阜市観光ポスター企画デザイン業務に係る質問・回答

No.	質問	回答
	実施要領3(1)カ	
1	地方自治体の職員等募集の冊子、あるいは市町村の学習情報冊子等も実績となるか。	実績として構いません。
	実施要領3(1)カ	
2	自社(親会社の出資100%の完全子会社)で制作し、親会社を通して先方へ請求している制作物を実績として提出することは可能か。	提案者が契約者として作成しているものに限りです。
	実施要領3(1)カ	
3	他社の受託事業者からの依頼による制作も実績として記載してもよいか。	提案者が契約者として作成しているものに限りです。
	実施要領4(1)ア③	
4	デザイン案は複数ご提案可能か。 可能な場合、各案につきパネルの提出は必要か。	実施要領4(1)ア及び実施要領4(1)ア③に記載のとおりです。
	実施要領4(1)ア③	
5	B3サイズでのパネル加工は、発砲パネル5～7mm程度に直接印刷する仕様で問題ないか。	指定はありません。例示の方法でも問題ありません。
	実施要領4(1)ア③	
6	契約締結後、実際のデザイン作成時にも「写真貸出システム岐阜市digital archive」からダウンロードした写真を使用してよいか。	問題ありません。
	実施要領4(1)ア③	
7	デザインに使用するビジュアルイメージが現状では用意できずインターネット上から拝借したものであっても、後日同じ内容のものを撮影し直し、利用許諾が得られるものであれば提案用デザインとして使用してもよいか。	本プロポーザルの審査委員会では企画提案書等により受注者の能力や企画提案内容等を評価することとなり、提出された「デザイン案」が審査に影響することをご理解のうえ作成ください。 また、契約締結後にデザイン案に使用した画像を高解像度に差替えるなどの変更は可能ですが、デザイン案とイメージが大きく異なる変更は認められませんので、デザイン案は成果物と同様のイメージで作成してください。
	その他	
8	今回の岐阜市観光ポスター企画デザイン業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザルでは入札参加者資格者名簿に登録されている必要はあるか。	その必要はありません。

※質問内容は、全体の表現を統一する目的で、趣旨を変えない程度に加工してあります。